

# 令和8年度 銚子市看護師等修学資金 制度利用の手引き



- この手引きは、銚子市看護師等修学資金貸付制度について定めた「銚子市看護師等修学資金貸付条例」と「銚子市看護師等修学資金貸付条例施行規則」の内容の理解を補助するために作成したものです。
- 制度利用にあたっては、必ず上記条例と規則の内容もよく読み、正しく理解したうえで申請を行ってください。
- 上記条例・規則、この手引きの解釈に疑義が生じた場合は、銚子市の解釈によるものとします。

銚子市健康づくり課  
健康・地域医療推進室

<b>I. 貸付制度の概要</b>	<b>1</b>
1. この制度の目的	1
2. 貸付金の種類・貸付対象	1
3. 貸付期間	1
4. 貸付金額・貸付方法	1
5. 貸付方法	2
6. 貸付利息	2
7. 他の修学資金貸付制度との併用について	2
8. 修学資金の返還免除	2
<b>II. 貸付けの申請手続きについて</b>	<b>3</b>
1. 申請にあたり提出する書類	3
2. 連帯保証人	3
3. 申請受付期間	4
4. 申請書類提出先・提出方法	4
5. 貸付可否の決定方法	4
6. 貸付決定後の提出書類	5
<b>III. 在学中に毎年度必要な手続きについて</b>	<b>5</b>
1. 提出書類	5
2. 提出期限	5
<b>IV. 卒業時の手続きについて</b>	<b>6</b>
1. 提出書類	6
2. 提出期限	6
<b>V. 医療機関に就業中に毎年度必要な手続について</b>	<b>6</b>
1. 提出書類	6
2. 提出期限	6
<b>VI. 修学資金の返還免除について</b>	<b>7</b>
1. 返還債務の免除要件について	7
2. 返還免除申請にあたっての提出書類	7
<b>VII. 貸付契約の解除・停止・保留について</b>	<b>8</b>
1. 貸付契約の解除	8
2. 貸付の停止	8
3. 貸付の保留	8
<b>VIII. 修学資金の返還について</b>	<b>9</b>
1. 貸付金の返還	9
2. 返還債務の「履行猶予」	9
3. 返還債務の「履行延長」	9
<b>IX. その他の手続き</b>	<b>10</b>
<b>X. 提出先・連絡先</b>	<b>11</b>
<b>XI. よくある質問</b>	<b>12</b>

# I. 貸付制度の概要

## 1. この制度の目的

この制度は、『銚子市内で働く看護師や准看護師（以下「看護師等」という。）の確保』と『銚子市での医療提供体制の充実』を図ること目的として、将来市内の病院または診療所（以下「市内医療機関」という。）で働くことを目指し、看護師養成所や准看護師養成所（以下「看護学校等」という。）に通う方に、その修学をサポートするための修学資金（以下「貸付金」という。）の貸し付けを行うものです。

## 2. 貸付金の種類・貸付対象

貸付金は、「市内看護師等修学資金」と「市立病院看護師等修学資金」の2種類があります。いずれの貸付金も貸付けの条件は同じです。

銚子市立病院での勤務を希望する方は「市内看護師等修学資金」と「市立病院看護師等修学資金」両方を併用して借入を行うことができます。

（なお、銚子市立病院も「市内医療機関」の1つですので、銚子市立病院勤務を希望する場合でも「市内看護師等修学資金」を選択して、そちらだけの借入申請をすることも可能です。）

修学資金の種類	貸付対象
銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金 （略称：市内看護師等修学資金）	<ul style="list-style-type: none"><li>●看護学校等に入学手続きを完了している方。</li><li>●看護学校等に在学中の方。</li><li>●免許取得後、直ちに「<u>市内医療機関</u>」に勤務する意思を有する方。</li></ul>
銚子市立病院勤務看護師等修学資金 （略称：市立病院看護師等修学資金）	<ul style="list-style-type: none"><li>●看護学校等に入学手続きを完了している方。</li><li>●看護学校等に在学中の方。</li><li>●免許取得後、直ちに「<u>銚子市立病院</u>」に勤務する意思を有する方。</li></ul>

※看護学校等とは

いわゆる大学・短大・専門学校などの看護師または准看護師養成課程が該当します。

正確には、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号から第3号に規定する「看護師養成所」と同法第22条第2号に規定する「准看護師養成所」を意味します。

## 3. 貸付期間

正規の修学期間を限度として、不備のない申請を受領した月から看護学校等を卒業する日の属する月まで。

## 4. 貸付金額・貸付方法

看護師養成課程に修学の場合 月 50,000 円

准看護師養成課程に修学の場合 月 30,000 円

## 5.貸付方法

毎月1月分ずつ貸し付けます。

ただし、貸付初年度のみ、希望により年2回にまとめて貸し付けを受けることができます。その場合、貸付開始月から9月分を契約書類の取り交わし後速やかに、10月から翌年3月分を10月に中に貸し付けます。

貸付金は、ご指定の口座に口座振込により入金します。入金連絡はしていませんので、ご自身で通帳記帳等によりご確認ください。

## 6.貸付利息

無利息

## 7.他の修学資金貸付制度との併用について

銚子市の修学資金貸付制度は、原則として他の奨学金・貸付金制度と併用が可能です。

ただし、市外医療機関への就職が返還免除の要件となっている貸付金等との併用はできません。

また、併用先の貸付金等が、他の貸付金等との併用を禁止している場合がありますので、ご自身でよく確認してください。

## 8.修学資金の返還免除

以下の要件をすべて満たすことで、貸付金の返還は免除となります。

詳細は「VI.修学資金の返還免除について」をご覧ください。

- ①入学した看護学校等を留年せずに正規の修学年限で卒業する。
- ②卒業後1年2か月以内に看護師等免許を取得する。
- ③看護師等免許を取得後直ちに市内医療機関や銚子市立病院に就職する。
- ④市内医療機関や銚子市立病院での就業期間が貸付けを受けた期間に達する。
- ⑤返還免除申請を行う。

**なお、返還免除の要件を満たさなければ、貸付金は返還しなければなりません。万が一の場合には、貸付金は返還しなければならないことをご認識のうえ、制度を理解し、よく考えてから申し込みを行ってください。**

## II. 貸付けの申請手続きについて

### 1.申請にあたり提出する書類

書類名・様式名	様式番号	備考
① 看護師等修学資金貸付申請書※	様式第1号	
② 誓約書	様式第2号	連帯保証人は印鑑登録証明書を提出する印を押印してください。
③ 申請者本人の戸籍抄本	—	原本提出。
④ 学業成績表	—	入学年度に申請を行う方は提出不要。原本提出
⑤ 在学（入学）を証明する書類	—	在学証明書（原本）や入学許可証（コピー可）など。
⑥ 連帯保証人の住民票の写し	—	世帯全員・マイナンバーの記載なしのもの。原本提出。
⑦ 連帯保証人の印鑑登録証明書	—	誓約書に押印した印の印鑑登録証明書(原本)を提出。
⑧ 連帯保証人の所得を証明する書類	—	所得証明書（原本）や源泉徴収票（コピー可）など。

※申請者が未成年である場合は、親権を行う方または未成年後見人の同意（貸付申請書への署名・押印）と使用した印の印鑑登録証明書の提出が必要となります。

※提出書類は上記親権者等の同意を除き手書きでなくても構いません。

### 2.連帯保証人

(1)連帯保証人の必要人数

2名

(2)連帯保証人の要件等

連帯保証人の要件
① それぞれ独立の生計を営む成年であること。
② 貸付金の返還が可能な程度の資力がある方であること。
③ 申請者が未成年である場合は、連帯保証人2名のうち1名は、申請者の親権者または未成年後見人であること。
④ 申請者が成年者である場合は、連帯保証人2名のうち1名は、申請者の父母兄弟としてください。
⑤ 収入や財産を共有し、家計を同一にしている場合、父親と母親の両方が連帯保証人となることはできません。
⑥ 学生や申請者の配偶者を連帯保証人とすることはできません。

### (3)連帯保証人・連帯保証契約について

連帯保証人2名は、修学資金を借りる本人の債務（貸付金元本と延滞利息）について銚子市と「連帯保証契約」を締結します。連帯保証人は、本人の債務について「2名の連帯保証人のそれぞれが本人と同等の立場で債務の全額を支払う義務を負う」こととなります。

また連帯保証人は、次の権利がありません。

①催告の抗弁権（自分より先に本人や他の連帯保証人に請求してほしいと言える権利）

②検索の抗弁権（自分より先に本人や他の連帯保証人の財産を差押さえてほしいと言える権利）

滞納が発生した場合、銚子市は本人より先に連帯保証人に対して保証債務の履行（本人の債務全額の支払い）を請求することがあります。

### 3.申請受付期間

貸付開始月	申請期間
令和8年4月	令和8年4月1日～令和8年4月17日
令和8年5月以降	募集定員に達するまで、毎月5日（平日でない場合は直後の平日）を期限として申請を受け付けます。

※申請書類に不備があり受理できなかった場合、貸付開始日が遅れますので、余裕をもって必要書類をご提出ください。

### 4.申請書類提出先・提出方法

次の宛先に持参（受付時間 8:30～17:15）または郵送（消印有効）により提出してください。

〒288-0047 千葉県銚子市若宮町4番地の8

銚子市保健福祉センターすこやかなまなびの城

銚子市健康づくり課 病院事業班

### 5.貸付可否の決定方法

申請人に貸付けを行うことで、本貸付制度の目的を達成できるか以下の方法で審査を行います。

面接の実施日は、申請書類の受理後にご連絡しますので、指定された日時に指定の場所にお越しください。（面接は平日の日中に銚子市保健福祉センターで実施します。）

審査結果は、合否によらず申請者全員に個別に文書でお知らせします。

審査方法	主な審査ポイント
書類審査	主に次の点から、応募資格・文書理解力などを審査します。 ●必要な書類がすべて提出できている。 ●書類を誤りなく適切に作成できている。 ●申請理由が正しい文章で記載できている。
面接	主に次の点から、適正・コミュニケーション能力などを審査します。 ●本貸付制度を正しく理解しているか。 ●看護師等の志望理由、本制度の申請理由を自分の言葉で説明できる。 （その他、質問をいくつかしますので、自身の考えをご自身の言葉でお話してください。）

## 6.貸付決定後の提出書類

貸付決定を受けた場合は、次の書類を提出してください。

書類名・様式名	様式番号	備考
① 看護師等修学資金貸付契約書及び連帯保証契約書	様式第6号	計4部作成します。 連帯保証人は誓約書に押印した実印を押印してください。
② 看護師等修学資金振込口座届	様式第7号	借受人本人名義の口座を指定してください。
③ 通帳のコピー	—	振込口座について金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる部分を提出してください。

## III. 在学中に毎年度必要な手続きについて

### 1.提出書類

在学中は毎年度、現況報告として次の書類を提出してください。

書類名・様式名	備考
① 在学証明書	進級後の学年が記載されたもの。 修学先が発行した原本を提出。
② 学業成績証明書	進級前の学年までのすべての単位の成績が記載されたもの。 修学先が発行した原本を提出。
③ 健康診断書	修学先または自費で受けた健康診断の結果を提出。コピー可。

### 2.提出期限

毎年度4月30日

## IV. 卒業時の手続きについて

### 1. 提出書類

看護学校等を卒業し、看護師等免許を取得した場合は、次の書類を提出してください。

書類名・様式名	備考
① 看護学校等卒業届	様式第 21 号
② 卒業証書のコピー	看護学校等が発行した卒業を証明する書類でも構いません。卒業を証明する書類は原本を提出。
③ 看護師等修学資金借用証書	様式第 13 号
④ 免許取得届	様式第 22 号
⑤ 看護師等免許証コピー	看護師等免許の写しをすぐに提出できない場合は、「合格証書」または「登録済証明書」のコピーを提出してください。
⑥ 現況届	様式第 25 号。 就業先の医療機関の押印が必要な部分があります。

※卒業年度の国家試験に不合格だった場合は、「④⑤以外」を提出してください。

### 2. 提出期限

卒業した日以降最初の4月15日

## V. 医療機関に就業中に毎年度必要な手続きについて

### 1. 提出書類

卒業から貸付金の返還免除を受けるまで（または返還が完了するまで）、次のとおり毎年度の就業状況を報告してください。

書類名・様式名	備考
① 現況届	様式第 25 号

### 2. 提出期限

毎年度4月15日

## VI. 修学資金の返還免除について

### 1. 返還債務の免除要件について

(1) 「全額免除」の要件（「返還債務の当然免除」といいます。）

- ① 入学した看護学校等を留年せずに正規の修学年限で卒業する。
- ② 卒業後1年2か月以内に看護師等免許を取得する。
- ③ 看護師等免許の取得後直ちに市内医療機関（※1）に就職する。
- ④ 市内医療機関（※1）での就業期間（※2）が貸付けを受けた期間に達する。
- ⑤ 返還免除申請を行う。

※1 市立病院看護師等修学資金の借入を行った場合は、免除対象となる市内医療機関は、「銚子市立病院」のみとなります。（以降の文書中でも同様です。）

※2 休職、停職、育児休業などの理由で勤務しなかった期間は就業期間にカウントされません。また、看護学校を卒業した方は「看護師」、准看護学校を卒業した方は「准看護師」の「常勤職員」として勤務する必要があります。

その他、在職期間中に業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなった場合も、全額免除の対象となります。

(2) 「全部免除または一部免除」となる要件（「返還債務の裁量免除」といいます。）

パターン	免除となる額
（上記①～③を満たしたうえで）就業期間が1年以上かつ貸付けを受けた期間未満であるとき。	「借入額×就業月数÷貸付月数」により計算した額。
借受人の責めに帰することができない事由により、看護師等の業務に従事することができないと認められるとき。	返還債務の全部または一部。
死亡または心身の故障その他やむを得ない事由によって、借入金を返還することができないと認められるとき。	返還債務の全部または一部。

### 2. 返還免除申請にあたっての提出書類

返還免除申請を行う場合は、次の書類を提出してください。当然免除・裁量免除のいずれの場合も、返還免除申請についての書類が提出されない限り返還は免除となりませんので、ご注意ください。

書類名・様式名	備考
① 看護師等修学資金返還免除申請書	様式第14号
② 現況届	様式第25号

## VII. 貸付契約の解除・停止・保留について

### 1. 貸付契約の解除

#### (1) 貸付け契約が解除となる場合

看護学校等に在学中、次のいずれかに該当することとなった場合は、貸付契約は解除となります。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。（留年などが該当します。）
- ④ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ 偽りその他不正な手段により、契約締結・借入を行ったと認められるとき。
- ⑦ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

#### (2) 貸付契約が解除となった場合の提出書類

書類名	様式番号・注意事項
① 看護師等修学資金借用証書	様式第 13 号

### 2. 貸付の停止

看護学校等に在学中に、休学や停学となった場合は、貸付けを停止します。

貸付は、「休学や停学となった日の属する月」から「復学した日の属する月」まで停止し、停止期間中の貸付は、後から行われることはありません。

### 3. 貸付の保留

看護学校等に在学中に、毎年度提出することになっている「在学証明書、学業成績証明書、健康診断書」（「Ⅲ.在学中に毎年度必要な手続きについて」参照）が正当な理由なく提出されない場合は、貸付けを保留します。

さらに、市からの催告に従わず上記書類の提出がない場合は、貸付契約が解除となる場合がありますのでご注意ください。

## VIII. 修学資金の返還について

### 1. 貸付金の返還

#### (1) 貸付金を返還しなければならない場合

返還免除の要件を満たした場合以外は、貸付金は返還しなければなりません。具体的には次の事由が生じた場合に、借入金は返還となります。

- ① 貸付契約が解除となったとき。(Ⅶの1参照)
- ② 看護学校等の卒業後1年2か月以内に看護師等とならなかったとき。
- ③ 看護師等の免許取得後、直ちに市内医療機関(銚子市立病院)に就業しなかったとき。
- ④ 市内医療機関(銚子市立病院)に就業後、就業期間が1年に達する前に退職したとき。
- ⑤ 看護学校等を卒業後に死亡したとき。

#### (2) 返還期限・方法

上記返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して「1年以内」に「一括返還」。

### 2. 返還債務の「履行猶予」

#### (1) 返還猶予申請ができる場合と猶予期間

貸付金の返還が確定した場合で、以下の事由がある場合は返還の猶予申請(返還期限を1年より先に延ばすための申請)ができます。

返還猶予が認められた場合は、返還期限は「猶予期間の終了後から1年後」となります。

パターン	猶予期間
① 貸付契約の解除後、引き続き看護学校等に在学している場合。	在学期間中
② 正規の修学期間の満了後も引き続き看護学校等に在学している場合。	在学期間中
③ 返還対象となる事由が発生した場合で、借受人に災害、疾病等やむを得ない事由があるとき。	やむを得ない事由が継続している期間

#### (2) 返還猶予申請をする場合の提出書類

書類名・様式名	備考
① 看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書	様式第16号
② 猶予事由の存在を証明する書類	猶予事由に応じそれを証明する書類

### 3. 返還債務の「履行延長」

#### (1) 返還延長申請ができる場合と延長期間

貸付金の返還が確定した場合で、以下の事由がある場合は、返還猶予申請とは別に、返還の延長申請ができます。

返還延長は、「最長1年」のため、返還延長が認められた場合の返還期限は「猶予期間の終了後から2年以内」となります。

パターン	猶予期間
① 猶予期間+通常の返還期限（1年）以内に全額返還ができないことについて特別の事情があると認められるとき。	1年 （特別な事情の内容によらず、最長1年間の延長となります。）

(2) 返還延長申請をする場合の提出書類

書類名・様式名	備考
① 看護師等修学資金返還期間延長申請書	様式第15号
② 延長事由の存在を証明する書類	延長事由に応じそれを証明する書類

## IX. その他の手続き

以下の事由が生じた場合は、速やかに必ず借受人ご自身から市に連絡してください。連絡を忘れてしまうと貸付の停止や契約解除となることや、返還免除ができなる場合があります。

(1) 在学中

こんなとき	提出する書類
① 貸付けを受けること辞めようとするとき	●看護師等修学資金辞退届（様式第12号） ●看護師等修学資金借用証書（様式第13号）
② 退学・停学・休学・復学となったとき	●修学状況変更届（様式第20号）
③ 病気等のため学校を卒業できる見込みがなくなったとき	●修学状況変更届（様式第20号）
④ 契約解除後も在学中のため返還猶予の申請をするとき	●看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第16号）
⑤ 入金先口座を変更したいとき	●看護師等修学資金振込口座変更届（様式第19号）

(2) 卒業時・卒業後

こんなとき	提出する書類
① 卒業後さらに看護関係の上級学校に進学したとき	●看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第16号） ●（進学先の）在学証明書
② 返還免除までの期間中に看護師等として勤務できなくなったとき	●勤務辞退届（様式第23号）

③ 勤務先を変更するとき	●現況届（様式第 25 号） ※新しい職場の押印をもらってください。
④ 借受人が死亡したとき	●借受人死亡届（様式第 24 号） ※連帯保証人が提出してください。

(3)その他

こんなとき	提出する書類
① 借受人の氏名、住所等に変更があったとき	●氏名（住所）変更届（様式第 18 号） ●住所変更を証明する書類（住民票など）
② 連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき	●保証人異動届（様式第 8 号） ●連帯保証人の住民票の写し ●連帯保証人の印鑑登録証明書
③ 連帯保証人が死亡したとき	●保証人異動届（様式第 8 号） ●連帯保証人の除籍抄本
④ 死亡その他の理由で連帯保証人を変更するとき	●保証人変更申請書兼保証人誓約書(様式第9号) ●新連帯保証人の住民票の写し ●新連帯保証人の印鑑登録証明書 ●新連帯保証人の所得を証明する書類（所得証明書・源泉徴収票など）

## X. 提出先・連絡先

書類の提出や問合せ等は下記までお願いします。

本制度についてのご相談も随時受け付けています。

〒288-0047  
千葉県銚子市若宮町 4 番地の 8  
銚子市保健福祉センターすこやかなまなびの城  
銚子市健康づくり課 病院事業班

○受付時間 平日 8:30~17:15

○電話番号 0479-24-8070

※お電話口で「氏名」と「看護師修学資金についての問合せ」である旨を伝えてください。

## XI. よくある質問

(1)申請書、届出について

Q01：現況届は、毎年提出する必要がありますか。

A01：看護学校等を卒業した日から返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年4月1日現在の現況について、その年の4月15日までに現況届（様式第25号）を提出していただく必要があります。

Q02：年度が変わる直前に就業先を変更しました。現況届の提出はどのようにしたらいいですか。

A02：就業先が変わったときには、現況届（様式第25号）を提出してください。3月31日時点で新しい就職先で就業している場合は、現況届（様式第25号）の証明は新しい就職先でもらってください。

Q03：現況届を毎年提出していれば自動的に返還は免除になるのでしょうか。

A03：現況届の提出だけでは、貸付金の返還は免除とはなりません。  
看護師等修学資金返還債務免除申請書（様式第14号）の提出が必要となります。

Q04：就業時に住所が変わりましたが、現況届（様式第25号）に新住所を記載すれば、新しい住所が登録されますか。

A04：現況届（様式第25号）に新しい住所が記載されるだけでは、住所変更の手続きはできません。各届出、申請の際に住所が変わる（変わっている）ときは、必ず氏名（住所）変更届（様式第18号）も一緒に提出してください。現況届提出の際に住所が変わる（変わっている）ときも同様です。

Q05：連帯保証人のうち、1名が亡くなりました。手続きはどのようにすればいいですか。

A05：保証人異動届（様式第8号）と併せて、亡くなられた方の除籍抄本を提出してください。  
また、新連帯保証人を届け出る際は、保証人変更承認申請書兼保証人誓約書（様式第9号）を提出してください。提出にあたっては、新連帯保証人の住民票の写し、印鑑登録証明書、所得を証明する書類を添付してください。

Q06：連帯保証人2名は両親でいいですか。

A06：連帯保証人2名のうち1名は父親又は母親でもかまいませんが、もう1名は父親又は母親とは独立して生計を営む成年者としてください。なお、申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は親権者又は後見人としてください。

Q07：いろいろな手続きを忘れてしまったら、市から連絡があるのですか。

A07：原則、市からは連絡しません。「銚子市看護師等修学資金貸制度利用の手引き」をよく読んで上で、必ず皆さんが手続きを行ってください。  
手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や、返還となりますので、忘れずに提出してください。

(2)返還猶予について

Q08：看護学校卒業後に英会話学校に進学し、その後市内の看護職として就職しました。  
この場合は、猶予として認められますか。

A08：認められません。進学で猶予されるのは、看護師等の養成施設に進学した場合に限りますので、看護学校を卒業した時点で貸付金の返還をしていただくことになります。

Q09：デイサービスセンターに就職しましたが、猶予として認められますか。

A09：認められません。銚子市内の医療機関（銚子市立病院勤務看護師等修学資金を借りている方は銚子市立病院）に就業した場合に限りますので、デイサービスセンターや老人ホーム（有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等）は対象外となり、貸付金の返還をしていただくことになります。

Q10：市内医療機関（銚子市立病院勤務看護師等修学資金を借りている方は銚子市立病院）に看護職のパートとして就業した場合、返還免除の対象となりますか。

A10：返還免除の対象とはなりません。常勤職員として就業した場合に限ります。

Q11：病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。免除までまだ期間があるのですが、どうなるのでしょうか。

A11：退職理由が業務に起因する心身の故障の場合は返還債務の全額、その他やむを得ない理由の場合は返還債務の一部が免除なる場合がありますので、まずは市へご相談ください。

Q12：結婚で退職するとき、または妊娠して退職するときは、どのような手続きになりますか。

A12：勤務辞退届（様式第23号）を提出してください。なお、結婚や妊娠による退職は、返還免除の「対象外」となります。

(3)返還について（全額返還・一部返還）

Q13：修学資金を3年間借りる予定です。免許取得後市内医療機関に就職し、病気等で休職した後に復職した場合、全額免除されるためには何年間勤務すればいいですか。

A13：休職期間は免除のための業務従事期間から除外されるため、休職期間を除いて休職前と復職後合わせて3年間勤務した場合、返還が免除となります。

Q14：卒業後すぐに銚子市外に就職したため、現在返還中です。今度銚子市内の医療機関に就職することになりました。残額については免除の対象となりますか。

A14：銚子市外で就職したことで全額返還が決定されているため、今後免除になることはありません。

Q15：現在の就職先を退職することになりました。看護師等として再就職する場合、再就職先はいつまでに決めなければならないのでしょうか。

A15：再就職（転職）活動の期間としては概ね1か月間を上限として認めています。それ以上の期間は条例の要件に該当しないものとして、全額返還していただきますのでご注意ください。就業先を退職したら勤務辞退届（様式第23号）を提出する必要があります。また、看護師等

として再就職したら、現況届（様式第 25 号）を提出してください。

Q16：貸付金の返還をすることになりました。支払方法を教えてください。

A16：市から送付する振込用紙（納入通知書）を用いて、銚子信用金庫（本店・支店）窓口で納付してください。原則は、一括返還となります。

郵便局では支払できませんのでご注意ください。

Q17：修学資金を期限までに返還できなかった場合はどうなりますか。

A17：返還金の滞納が発生した場合は、催告や督促を行います。それでも支払がない場合は、債権保全のための法的措置に移行します。これらの措置は、本人及び連帯保証人に対し同時に、または、連帯保証人に対して先行して行う場合があります。

なお、滞納状態となった場合、返還期限の翌日から返還が完了した日まで、1日につき、「借入額×14.6%÷365日」（100円未満切り捨て）で計算した延滞利息の支払いが必要になります。

(4)その他

Q18：他の奨学金や貸付金との併用は可能ですか。

A18：原則として他の奨学金・貸付金との併用は可能です。

ただし、市外医療機関への就職が返還免除の要件となっているなど、銚子市の修学資金の返還免除要件と干渉する場合は、その制度との併用はできません。

Q19：看護学校等を留年してしまいました。留年期間の貸付はどのようになるのですか。

A19：留年は貸付停止ではなく、貸付契約の解除（学業成績が著しく不良となったと認められるとき）に該当します。そのため、原則、当該事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に、貸付けを受けた看護師等修学資金を一括して返還していただきます。

Q20：銚子市立病院勤務看護師等修学資金の貸付けを受けることが決まりました。卒業後は、自動的に銚子市立病院に就職できると思ってよいのでしょうか。

A20：銚子市立病院看護師等修学資金の貸付決定により自動的に銚子市立病院（雇用主体は一般財団法人 銚子市医療公社となります。）への就職が決まる（確約される）ことはありません。ご自身で銚子市立病院にお問い合わせのうえ、採用面接を受けてください。なお、採用手続（方法や時期など）について、銚子市や銚子市立病院から修学資金の借受人に対して連絡することはありませんので、必ず借受人ご自身から銚子市立病院に連絡してください。